事故報告について

　介護保険事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっております。

　木津川市内に所在する事業所・施設で発生した事故、または木津川市の被保険者が事故にあった場合は、速やかに木津川市に報告してください。

　また、同時に京都府（山城南保健所）にも報告をお願いします。

※事故報告の様式につきましては、木津川市が定める様式のほか、事業所において必要項目が網羅された様式（京都府様式でも可）を作成している場合等は、当該様式を使用していただいてもかまいません。

|  |
| --- |
| 【事業者が報告するべき事項】  （１）介護保険適用サービス利用者に関する事故  （２）介護保険指定事業所が関与する不適切なサービス、法令違反事由  （３）事業所が報告するべき内容  　　　①事業所の概要　②利用者　③事故の内容　④事故発生時の対応  ⑤事故発生後の対応　⑥再発防止の取組 |

|  |
| --- |
| 【事故の内容（事故の種別）】  １死亡、２骨折、３火傷、４創傷、５誤嚥、６異食、７薬の誤配、８結核、  ９その他の感染症（　　　　　　　　　　　　　）、１０疥癬、１１食中毒  １２財物の損壊、滅失、１３交通事故、１４従業員の法令違反、  　１５その他（　　　　　　　　）、１６（死亡年月日　　　　　　　　　） |

＜お問合せ先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 木津川市役所  高齢介護課介護保険係 |
| Tel | ０７７４－７５－１２１３ |
| Fax | ０７７４－７２－０５５３ |